



国民健康保険 出産育児一時金について

● 出産育児一時金とは

国民健康保険の加入者が出産したときは、世帯主に出産育児一時金が支給されます。

申請できる期間は出産日の翌日から2年以内です。

※ただし、他の健康保険などから支給される方(健康保険などの加入期間が1年以上あり、退職後半年以内に出産した場合)には、国民健康保険からは支給されません。

● 対象者 次のいずれにも該当される場合に支給されます。

- ・ 出産日において、出産者が福津市国民健康保険の加入者
- ・ 出産、又は妊娠12週(85日)以降の死産、流産

● 支給金額 (多胎児の場合は下記金額×お子様数)

500,000 円・・産科医療保障制度に加入している分娩機関で、在胎週数 22 週以降の出産

488,000 円・・産科医療保障制度に未加入の分娩機関での出産や、在胎週数 22 週未満の出産

● 申請方法

○ 直接支払制度(福津市が分娩機関へ支払) を利用する場合・・・分娩機関で手続きしてください。

出産費用が出産育児一時金の支給金額を下回った場合、福津市へ申請されることにより差額を世帯主へ支給します。該当された方には、福津市から申請案内を郵送します。

○ 直接支払制度を利用しない場合・・・出産後、福津市へ申請してください。

＜申請に必要なもの＞

出産者の国民健康保険証、世帯主の認印、世帯主の通帳(又は振込先が確認できるもの)、
 出産者と世帯主の個人番号カード又は通知カード、分娩機関との代理契約に係る文書(直接支払制度を利用しない旨記載)、領収書、来庁者の顔写真付き公的身分証明書(運転免許証、旅券等)、死産や流産の場合は医師の証明

問い合わせ先
 福津市役所 保険年金医療課 保険年金係
 TEL 0940-43-8127

